

2019 年度事業報告書

1、サクセスフルエイジング事業

例年 5 月 9 月の年 2 回、全国の会員活動地域でサクセスフルエイジング講演会を開催してきた。今年度も 5 月に茨城県での開催を準備したが、新型コロナウイルス感染拡大のため中止。その後、同地区での 9 月開催を目指したが、感染拡大が収まらず、開催を断念した。

サクセスフルエイジング情報を提供するネットサイト開設は取り組めなかった。会員広報誌『悠遊ライフ』誌上で、サクセスフルエイジング情報を紹介した。

2、シニアゴルフボランティア事業

(1) 概況

2019 年度は、活動は順調にスタートした。

しかし、2020 年 1 月以降はわが国でも新型コロナウイルス感染が拡大し、4 月 7 日に政府が「緊急事態宣言」を発出する事態となった。そういう状況の中で、3 月初中旬にはいくつかの活動グループで受入れゴルフ場と話し合っ活動休止したところが出てきた。本部でも PGM 本社、アコーディアゴルフ本社などのゴルフ場運営会社の了解を得て、3 月末に全国一斉に活動を休止することとした。全国一斉の休止はその後、「緊急事態宣言解除」(5/25)まで続き、6 月第 1 週から一部地域を残し再開した。(ちなみに、ある 1 ゴルフ場だけは、緊急事態宣言後もゴルフ場からの要請もあって、特例として活動を休止しなかった。)

なお、再開後の各所で、「高齢者が家に閉じこもるのは身体に悪い」「ゴルフ場に来れば、仲間に会えるので楽しい」など、あらためて当会活動の意義が実感される声が聞かれた。

また、いわゆる猛暑日には活動をゴルフ場の了解のもとで休止することを 2018 年度から導入しているが、2019 年度もそれぞれの活動グループの判断で取り組んだ。会員の安全を第一に考える制度として定着したようである。

(2) 活動受入先数および登録会員数状況

2019 年度期初： ゴルフ場 122 カ所、 会員数 1,635 名

期末： ゴルフ場 121 か所、 会員数 1,737 名

ゴルフ場については、新たに 2 か所が活動開始したが、3 か所が活動終了となった。期中の会員増数は 102 名だった。

活動開始： 取手国際 GC (茨城)、紀の国 CC (和歌山)。

活動終了： 梅の郷 GC (群馬)、アクアライン GC (千葉)、フォレスト三木 GC (兵庫)。

(3) 人身事故

2019 年度中の当会災害補償制度適用事故は 6 件。前年度の 5 件から 1 件増。前々年度の 4 件から 2 件増と、若干ではあるが増加傾向にある。

2019 年度中の保険適用事故。

- ①2019 年 11 月 08 日 (金) 関西：枚方国際 GC・帰宅中交通事故遭遇。
- ②2019 年 12 月 03 日 (火) 関西：関西空港 GC・管理機械回転部で手指損傷。
- ③2020 年 01 月 15 日 (木) 栃木：プレステージ CC・転倒、左膝側副靭帯損傷。
- ④2020 年 02 月 03 日 (月) 九州：麻生飯塚 GC・転倒頭部打撲、脳内出血。
- ⑤2020 年 07 月 16 日 (木) 九州：夜須高原 CC・追突され左側頭部胸部膝損傷。
- ⑥2020 年 07 月 29 日 (水) 関西：紀の国 CC・右足首骨折。

(4) 物損事故 (当会修理代負担分)

2020 年 7 月 21 日 (火) 関西空港 GC で活動中に会員運転の乗用カートが、前方の目土運搬用車両に追突し、双方の車両を損傷させる事故が発生し、補償した。(関空 GC からの当初請求額は、PGM 本社の計らいで大幅に減額していただいた。)

(5) その他の特記事項

① 当会初の「退会勧告」発令 (岡山地区)

岡山支部において、2020 年 3 月入会の会員に活動マニュアルに反する行動や会員としてのマナーに欠ける言動があり、代表お世話役が改めるよう要望したが、改善が認められないため、「支部の総意は退会勧告止むなし」との相談があり、本人の弁明も聴取したうえで本部もこれを承認した。

その後、当事者から「退会勧告は不当」と岡山簡易裁判所へ提訴されたが、同 6 月 24 日 (水) 同裁判所から「和解勧告」があり、両者がこれを受け入れ、

当事者は退会した。

② 受入れゴルフ場側からの契約解除（関西地区）

2015年7月21日開始のフォレスト三木GC（兵庫県）では、当会会員の活動マニュアル違反の言動、活動マナーに著しく欠ける行動が相い続き、ゴルフ場との信頼関係を損なう状況に至り、2020年9月1日予定の契約更新は、「更新しない」とゴルフ場およびPGM本社から通告された。当会が望まない、初めての「契約解除」例であった。

③ マナー欠如行動が増加傾向

そのほかにも、いくつかの活動グループで、活動マナーに欠ける会員の行動や振る舞いが散見された。活動開始10周年を迎える活動グループ／ゴルフ場が順次出てくるが、これを機に、活動の原点を再認識するとともに、活動の基盤を確かなものにしていく必要がある。

3、本部事業

以

・届け出理事による実務ミーティング開催：

毎月第2第4水曜に定期開催。その他、必要に応じ臨時理事会を開催した。
（緊急事態宣言の間は、リモート会議とした。）

・広報活動：

『悠遊ライフ』を年2回（3月と9月）発行し、全会員に郵送するとともに、受入れゴルフ場とその運営会社、メディア関係者に送付した。
当会ホームページを運営し、NPOの公開義務付け情報その他を公開した。

・運営会社対応：

在京のゴルフ場運営会社本社を随時訪問し、活動報告を行うとともに信頼関係構築に努めた。

・全国代表お世話役会議：

毎年5月11月の年2回、開催してきたが、2019年度は新型コロナウイルス感染予防の見地から、会議開催を断念した。

以 上